

# 通学路における合同点検結果に基づく対策の 実施状況について

令和 6 年 4 月 5 日  
第 5 回交通安全対策に関する関係閣僚会議

# 通学路における合同点検結果に基づく対策の実施状況（令和5年12月末現在）

対策必要箇所(全体数)	7万2,568か所	箇所数		割合
		対策済	6万6,203か所	91.2%
教育委員会・学校による対策箇所	3万9,398か所	暫定的な安全対策を含む	7万1,026か所	97.9%
		対策済	3万9,100か所	99.2%
道路管理者による対策箇所	3万7,291か所	暫定的な安全対策を含む	3万9,280か所	99.7%
		対策済	3万1,442か所	84.3%
警察による対策箇所	1万6,358か所	暫定的な安全対策を含む	3万5,902か所	96.3%
		対策済	1万6,233か所	99.2%
		暫定的な安全対策を含む	1万6,251か所	99.3%

- ※ 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)と一致しない。
- ※ 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。
- ※ 石川県、富山県及び新潟県を除く。



## 令和5年度末までに、暫定的な安全対策を含め、すべての対策必要箇所において安全対策を措置（見込み）

### 通学路の合同点検に係る取組の推進

令和5年4月、こども家庭庁設立に伴い、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」のうち、特に重要な通学路の合同点検について、こども家庭庁が司令塔となって、関係省庁と連携し、取組を推進

#### ソフト対策

- <対策例>
- 登下校時の見守り活動
  - 通学路の変更
  - 速度規制
  - 登下校時間帯に限った車両通行止め
  - 交通安全教育
  - 交通指導取締り 等



【時間車両通行止め】



【見守り活動】

#### 司令塔



#### ハード対策

- <対策例>
- 歩道の設置・拡充
  - ガードレール等の防護柵の整備
  - 狭さく等の物理的デバイスの設置
  - 信号機の設置・改良
  - 横断歩道の設置・更新
  - 道路標識、道路標示の更新・高輝度化 等



【横断歩道の設置】



【防護柵の整備】

# 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進



(対策前) 路側帯が狭く、通行することと車両との間に十分な間隔が確保されない



(対策前) 通行車両が多く、道路を安全に横断できない



(対策前) 生活道路だが、車両速度が速く、道路を安全に歩行・横断できない



(対策前) 歩道の設置を計画しているが、施工の完了までに一定期間を要する



(対策後) 歩道の設置により、安全な歩行空間を確保



(対策後) 信号機の設置により、道路を安全に横断できる環境を整備



(対策後) 最高速度規制引下げ、スムーズ横断歩道の設置により、車両速度を抑制し、横断歩行者等の安全を確保



(対策後) 暫定的に注意喚起看板を設置



車が走る道と歩く道がガードパイプで分かれているので、車が近くを通るときもこわくありません。

(小学6年生)



道路ハンプや狭くされた道ができて、隣を走る車のスピードが前よりもゆっくりになりました。

(小学6年生)

※ ハンプ：車両の低速走行等を促すための道路に設ける盛り上がり（凸部）